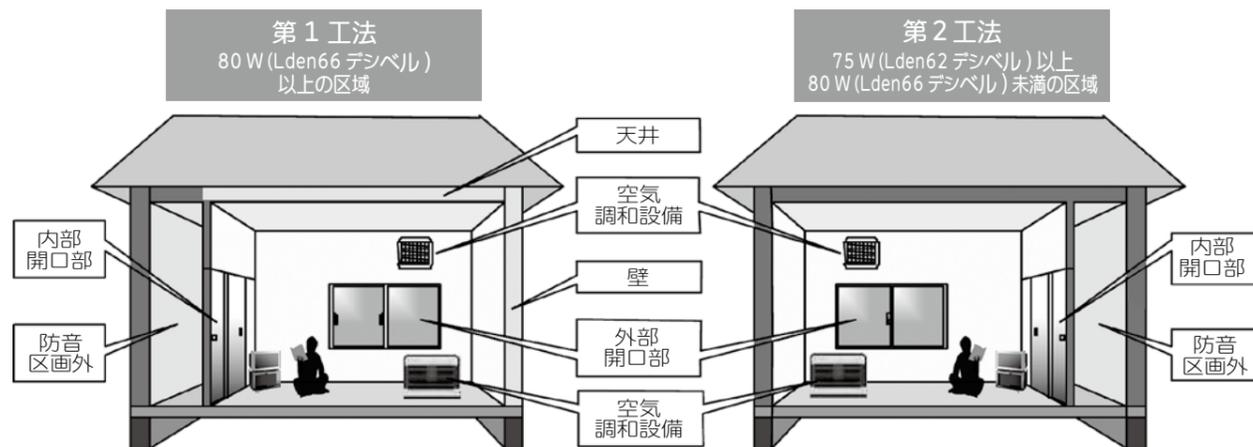


図2：木造系住宅の例

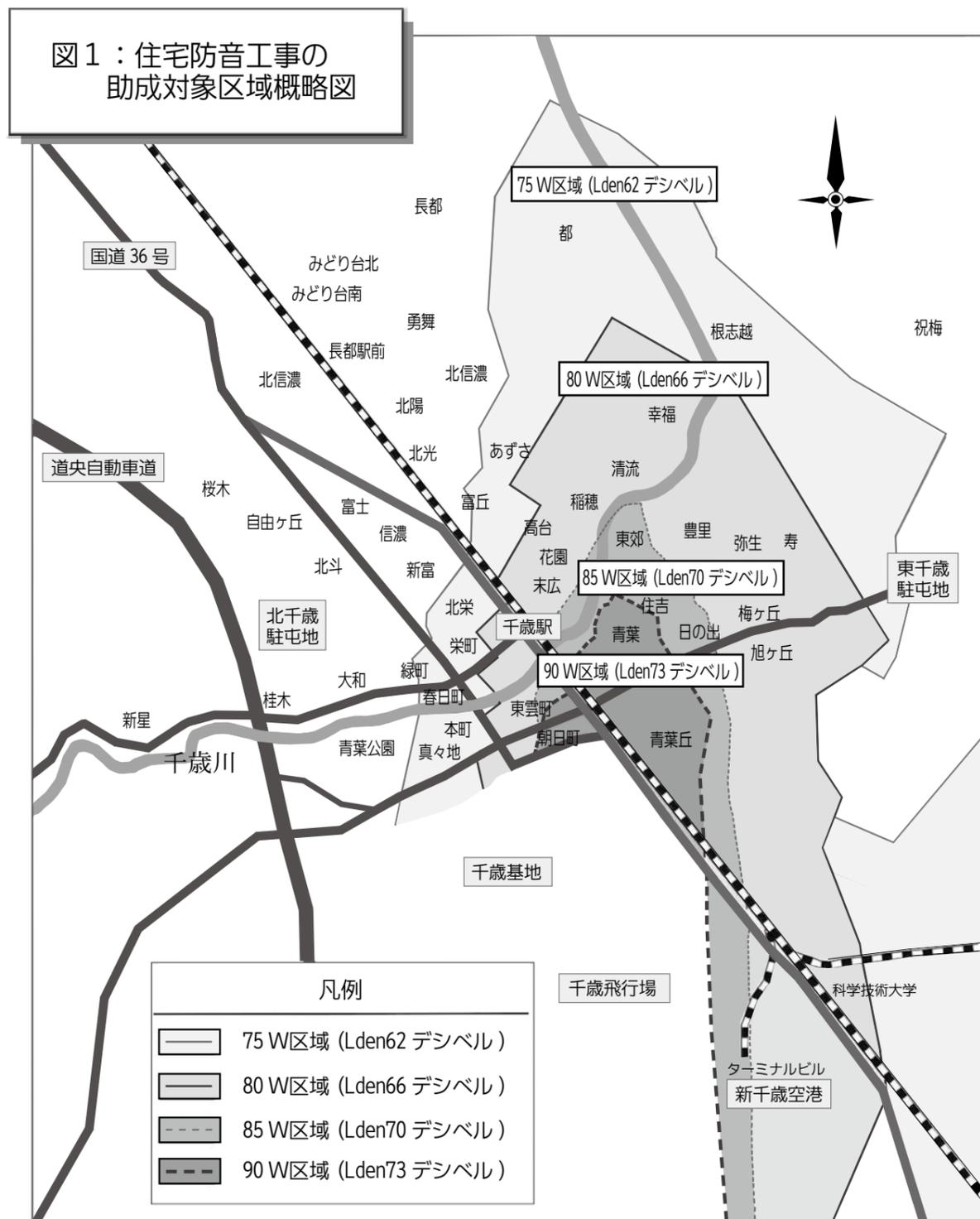


【工事内容】

区分	第1工法	第2工法
屋根	従来のままで、工事しません	
天井	従来の天井を撤去し、防音天井に改造	原則、従来のままで、工事しません ※ 著しく防音上有害な亀裂、隙間などがあるときは、遮音工事を実施することがあります。
壁	従来の壁を撤去し、防音壁に改造	
外部開口部	防音サッシ（第1工法用）の取り付け	防音サッシ（第2工法用）の取り付け
内部開口部	防音建具（ふすま、ガラス戸など）の取り付け	
床	原則、従来のままで、工事しません	
空気調和設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気扇および冷暖房機（FF式ストーブまたはエアコン）などの設置 ※ 換気扇は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし、隣り合う2居室が引き戸で仕切られているときは、2室で1台。 ・ 冷暖房機の設置台数上限は、第1工法では4台、第2工法では2台 ※ すでに冷暖房機が設置されているときは、対象外。 	

※ 住宅防音工事は、防衛省が定める「住宅防音工事標準仕方書」に基づき行われます。国が定めた基準以外での工事は、助成の対象外です。
 ※ 詳細は、防衛省のホームページ（<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/shikatasyo.html>）で確認できます。

図1：住宅防音工事の助成対象区域概略図



凡例

——	75 W区域 (Lden62 デシベル)
——	80 W区域 (Lden66 デシベル)
---	85 W区域 (Lden70 デシベル)
---	90 W区域 (Lden73 デシベル)

1 どのような住宅が対象になるのですか？
 住宅防音工事の対象区域は、航空機の騒音調査を実施し、国が指定しています。
 その結果に基づいて、右の図1「住宅防音工事の助成対象区域概略図」に示す「うるささ指数」が75 W区域（Lden62デシベル）以上の区域にあり、昭和57年3月31日以前に建てられた居住用の住宅が対象となります。
 なお、工事区域を示した詳細な図面や、区域指定の内容については、北海道防衛局千歳防衛事務所でご覧できます。

2 住宅防音工事、その内容は？
 住宅防音工事における工事費用の補助率は、原則100%ですが、限度額があります。限度額を超えた分については、自己負担となります。工事内容は、天井と外壁の遮音、吸音工事（鉄筋コンクリート造は、対象外）、開口部の遮音工事および空気調和工事（換気設備および冷暖房設備の設置）などを実施します。

木造系住宅は、施工対象区域によって、第1工法または、第2工法で工事が行われます（上の図2「木造系住宅の例」を参照）。

教えて！航空機騒音を表す単位

エルデン ■ Lden(時間帯補正等価騒音レベル)

飛行騒音のみでなく、地上騒音（航空機が誘導路を走行するときに発生する騒音など）も評価の対象にし、現在、国際的に主流となっている単位です。

平成25年4月1日から、航空機騒音の「うるささ」を表す単位がW値からLdenに変更され、より細かく航空機騒音の評価が可能となりました。W値とLdenでは、数値が異なりますが、単位が変更となるだけで、基準が緩和されたり、強化されたりするものではありません。

地上騒音が、Ldenの騒音評価全体に与える影響は、非常に小さいものであり、騒音影響範囲が大きく変わるものではないことから、評価指標をW値からLdenに変更したことによる、騒音対策区域の変更は、ありません。

現行の基準値	新たな基準値
W値 75 以上	Lden62 デシベル以上
W値 90 以上	Lden73 デシベル以上
W値 95 以上	Lden76 デシベル以上

■W値(加重等価継続感覚騒音レベル)

I C A O (国際民間航空機関) が提案した、航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

音響の強度 (dB (A) デシベル)、頻度、継続時間、発生時間帯などにより、複数の航空機から受ける騒音の総量 (総暴露量) を、1日の平均として総合的に評価します。

国 (防衛省北海道防衛局) は、千歳飛行場に離着陸する航空機の騒音を防止または軽減するため、国が示した一定区域にある住宅の所有者や居住者に対して、住宅防音工事の費用を助成しています。
 今回の特集は、市内で航空機騒音対策として実施されている、国の住宅防音事業の概要をご紹介します。

住宅防音工事の手続

～補助金が支給されるまでの流れ～

- 1 千歳防衛事務所配布する「住宅防音工事希望届」を国に提出する。
- 2 工事の対象になる方には、国から「補助金交付申込書」が配布される。
- 3 申込書を提出し、助成可能と判断されると、居住状況などを確認するため、国が現地調査を実施する。
- 4 現地調査実施後、助成可能と判断されると、「補助金内定通知」・「補助金交付申請書」が届く。
- 5 国に申請書を提出すると、「補助金交付決定通知」が届く。
- 6 工事の契約をする。
※ 契約は、本人が行う。
- 7 工事着手後、速やかに「着手報告書」を国に提出する。
- 8 工事完了後、本人と業者で完了検査を行い、国に実績報告書を提出する。
- 9 本人から申請された内容の工事を行ったか、国が完了確認を実施する。
- 10 国が補助金を確定し、「補助金確定通知書」・「補助金請求書」が届くので、請求書を国に提出する。
- 11 国から本人に補助金が支払われる。

～住宅防音工事の「あんなこと」・「こんなこと」～

住宅防音工事 Q & A

Q 1

家を建て替えたときは、住宅防音工事の対象となりますか？

A 1

工事の対象区域を指定したときに建てていた住宅は、その住宅を取り壊したときの所有者または居住者が、建て替えた後の住宅で防音工事をするときに対象となります。

Q 2

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、住宅防音工事ができるのですか？

A 2

提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。

Q 3

住宅防音工事と併せて、床などの張り替え工事もできますか？

A 3

併せて工事をすることはできますが、床の張り替え費用については、補助の対象とはならず自己負担となります。

Q 4

住宅防音工事を実施した家を売りたい、または改造したいのですが？

A 4

必要な手続がありますので、北海道防衛局までお問い合わせください。

住宅防音工事に関するお問い合わせ
住宅防音工事希望届の提出先

■ 北海道防衛局 企画部防音対策課住宅防音係

〒 060-0042

札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎

☎ 0 1 1 (272) 7 5 6 9

■ 北海道防衛局 千歳防衛事務所

〒 066-0042

千歳市東雲町 3 丁目 2-1

☎ (23) 3 1 4 5

※ 住宅防音工事希望届は、北海道防衛局千歳防衛事務所で配布しています。

3

住宅防音工事、その区分は？

住宅防音工事には、次の4つの区分があります。
それぞれの工事区分における、工事可能な居室数や対象要件は、次のとおりです。

1 一挙防音工事

初めて、住宅防音工事を実施する住宅を対象とする工事です。
工事可能な居室数は、世帯人員に1を加えた居室数までとし、5居室が限度です（下の表を参照）。

2 追加防音工事

従前の新規防音工事（防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事）で、世帯人員にかかわらず、2居室以内の居室に対して実施したもの（のみ）を実施した住宅を対象とする工事です。
世帯人員に応じ、居室数（下の表を参照）から、新規防音工事を実施した居室数を減らした居室数以内の居室が対象となります。
なお、今までに一挙防音工事および追加防音工事を実施した住宅は、対象になりません。

表：工事可能な居室数について

一挙防音工事・追加防音工事

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

防音区画改善工事

世帯人員	4人以下	5人以上
居室数	5居室	世帯人員に1を加えた居室

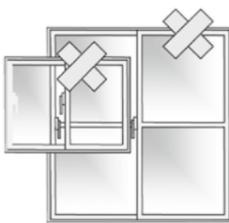
住宅内の段差除去や、廊下の手すりを設置するなど、障がいのある方や高齢の方に配慮した、バリアフリー対応となっている住宅や、身体に障がいのある方が居住する住宅などを対象に行う住宅防音工事です。
工事可能な居室数は、世帯人員が4人以下のときは5居室まで、5人以上のときは世帯人員に1を加えた居室数までです（左の表を参照）。
なお、一挙防音工事または追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象です。

3 防音区画改善工事

4 外郭防音工事

4

機能復旧工事がありません



機能復旧工事とは、住宅防音工事で設置した空気調和機器の機能または、外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
それぞれの対象設備や、条件、工事費用の補助率などは下のとおりです。

住宅全体を対象に行う住宅防音工事です。
85W（Lden70デシベル）以上の区域に所在する住宅および75W（Lden62デシベル）以上85W（Lden70デシベル）未満の区域に所在し、初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象です。
なお、85W（Lden70デシベル）以上の区域に所在し、一挙防音工事または、追加防音工事を実施した住宅は、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象になります。

■ 空気調和機器の機能復旧工事について

1 対象となる機器

住宅防音工事で設置した冷暖房機、換気扇、レンジフードファン

2 対象となる条件

住宅防音工事が完了した日から、10年を経過し、機能の一部または、全部を保持していないとき

3 国（防衛省）の補助率

工事費の90%を補助（自己負担は、10%）
※ 生活保護を受給している方が補助を受けるときは、補助率が100%になります。

■ 防音建具の機能復旧工事について

1 対象となる建具

住宅防音工事で設置した樹脂サッシ、アルミサッシ

2 対象となる条件

住宅防音工事が完了した日から、10年を経過し、機能の一部または、全部を保持していないとき

3 国（防衛省）の補助率

工事費の100%を補助

特集記事の
お問い合わせ

企画部空港・基地課主査

☎ (24) 0 4 6 8